

処方・調剤・ 保険請求の

Q & A

日本薬剤師会

Q 患者から提出されたA診療所の処方せんで調剤しようとしたのですが、数日前に当薬局で調剤した、現在服用中のB診療所で処方せん交付された医薬品と同一成分であったため、A診療所の処方医に疑義照会を行ったところ、処方せんに記載されていた医薬品はすべて削除されることになりました。このような場合、調剤報酬として算定できる点数はあるのでしょうか。(匿名希望)

A 残念ながら現行では、算定できる点数はありません。

薬剤師は、薬剤師法第24条において「疑義照会」が義務付けられており、処方せんに疑わしい点があるときは、処方医に問い合わせを行い、その疑わしい点を確かめた後でなければ調剤することができません。

この行為に対する点数上の評価としては、薬剤服用歴管理指導料の「重複投薬・相互作用防止加算」が設けられており、処方医への疑義照会の結果、処方変更が行われた場合は20点、処方変更が行われなかった場合は10点を算定します。

ご質問のケースでは、処方医への疑義照会の結果、処方薬が削除されましたので、すなわち、処方変更が行われたこととなります。しかし、その処方せんに記載されていた医薬品はすべて削除され、服薬指導の対象となる薬剤は何も残っていないため、薬剤服用歴管理指導料を算定することはできません。

また、そのような場合の調剤基本料の算定の可否についてはさまざまな考え方があると思われませんが、これまで具体的な取り扱いは整理されていないのが現状です。しかし、患者の立場からみれば、受け取る薬剤が何もないのに窓口負担が発生することについて納得を得るのは非常に困難でしょう。そのため現時点では、ご質問のような場合に算定できる点数はないものとして取り扱うべきと考えます。

ただし、その際の処方せんについては、薬剤師法の規定に基づいて疑義照会の結果および内容を記入のうえ、保存しておく必要がありますので忘れないよう注意してください。

Q 在宅患者訪問薬剤管理指導料および居宅療養管理指導費の算定対象は、当該薬局で調剤した薬剤に限られるのですか。また、その指示は処方医でなくても構わないのでしょうか。居宅療養管理指導費については、必ずしも調剤した薬局でなくても認められるような話を聞いたのですが、医療保険と介護保険で取り扱いが異なることはありますか。(茨城県 匿名希望)

A その薬剤を調剤した保険薬局の薬剤師が、処方医の指示に基づいて実施するものです。診療報酬(医療保険)または介護報酬(介護保険)であっても、取り扱いの違いはありません。

在宅患者訪問薬剤管理指導料は、「医師の指示に基づき」実施することとされており、薬局薬剤師または医療機関の薬剤師が行う居宅療養管理指導費(介護予防居宅療養管理指導費を含む。以下、同じ)も同じです。「医師の指示に基づき」という部分だけをみれば、必ずしも「処方医」でないと誤解されるかもしれませんが、ここでいう「医師」とは「処方医」のことを指しており、その処方医が交付した処方せんで調剤した保険薬局の薬剤師が、患者もしくは居宅で在宅薬剤管理指導(在宅患者訪問薬剤管理指導料、居宅療養管理指導費)を実施することを想定しています。

例えば在宅患者訪問薬剤管理指導料および居宅療養管理指導費の算定要件のなかで、薬剤服用歴に記録しなければならない内容のひとつとして、「処方内容に関する照会の要点等」という項目があります。これは薬局薬剤師が処方医に対して行う疑義照会に関する記録のことであり、調剤を実施した保険薬局でしか把握することができ

ない内容です。

また、介護保険の要介護・要支援の認定を受けている患者の場合は、医療保険よりも介護保険が優先されるため居宅療養管理指導費を算定することになりますが、両保険の給付調整として、同指導費と医療保険の薬剤服用歴管理指導料との併算定は認められていません(当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病・負傷に係る臨時の投薬が行われた場合を除く)。仮に調剤を実施していない保険薬局が居宅療養管理指導費を算定しようとしても、

通常は、すでに調剤を担当した保険薬局において薬剤服用歴管理指導料が算定されているでしょうから、そのようなことになれば、両薬局間において保険請求上のトラブルが生じてしまうことになりかねません。

以上のような事務的要件からも明らかなように、在宅患者訪問薬剤管理指導料および居宅療養管理指導費を算定することができる保険薬局は、当該薬局で調剤した薬剤を使用している患者を対象としている場合に限られるということがご理解いただけると思います。

質問の募集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者に聞かれて困ったこと、
 医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないことなどはありませんか？
 皆さんの疑問に各分野の専門家が答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

1. 質問の範囲

①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問

例えば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている実例や疑義照会の際に処方医の指示に納得できないでいる実例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。

②保険調剤・調剤報酬などに関する質問

例えば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？ 請求漏れがあった場合の対応は？ という質問など。

③調剤技術などに関する質問

例えば、A散とB末を配合してもよいか？ また、C錠

を粉碎してよいか？ という調剤技術上の質問など。

2. 質問は文書で日本薬剤師会「調剤と情報」係までお送りください。

3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記してください。

4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。

5. 質問ならびに回答は無料です。

6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも『調剤と情報』誌への掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によるのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

送付先 〒160-8389 東京都新宿区四谷 3-3-1 富士・国保連ビル 日本薬剤師会「調剤と情報」事務局
 TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270